

令和7年12月11日可決

就労移行支援体制加算の速やかな見直しを求める意見書

衆議院議長	参議院議長	} 各あて
内閣総理大臣	総務大臣	
厚生労働大臣		

近年、障がい者の就労支援を担う就労継続支援A型・B型事業において、公費の不適正受給が相次いで発覚し、制度の在り方が改めて問われている。特に加算金の過大受給に関しては、複数の関連事業所において就労実態が乏しいまま形式的な一般就労への移行を繰り返す手法により、巨額の公費が支払われた可能性が指摘されている。これは障がい福祉制度の根幹を揺るがしかねない重大な問題である。

報道によれば、一部の事業所では、利用者が短期間で複数の関連事業所間を形式的に移動させられ、実態を伴わない加算請求につながった疑いがある。利用者をグループ内企業に形式的に就職させ、一定期間経過後に再びA型事業所へ戻すということを繰り返すことで、就労移行支援体制加算等の要件を形式的に満たし、実質的な就労支援がないまま加算金を重ねていたとの指摘もある。この結果、数十億円規模に及ぶ不適正受給が発生する可能性を取り沙汰されているが、同様の構造的リスクは全国的にも潜在すると考えられ、制度上の抜け穴が顕在化したものと言える。

障がい福祉サービスの適正な運営を確保し制度の信頼性を維持するためには、現行制度に存在する抜け穴を速やかに塞ぐとともに、加算制度そのものの在り方について抜本的な見直しが不可欠である。特に、就労移行を理由とする加算が、関係企業への形式的な雇用によって事実上無制限に取得可能となっている現状は、本制度の趣旨を大きく逸脱していると言わざるを得ない。

よって国におかれては、支援の実態と乖離した算定を防止するため、事業所規模に応じた算定人数または算定額の上限を設け、青天井の算定が生じない仕組みを構築するなど、制度上の抜け穴を塞ぐ観点から、速やかに議論を進め、一刻も早く障害福祉サービスにおける就労移行支援体制加算の見直しを講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。